

総務課

議案第61号

国家賠償請求訴訟事件に係る和解について

1 訴訟に至った経緯

平成28年9月10日、港区元麻布一丁目5番先の特別区道第1,023号線（以下「本件道路」といいます。）を自転車で下っていた原告が、本件道路の歩道上の段差でバランスを失い転倒し、負傷した事故（以下「本件事故」といいます。）について、本件道路の設置及び管理に瑕疵があったことにより損害が生じたとして、被告に対し、損害賠償を求める民事訴訟を東京地方裁判所に提起しました。

2 訴訟の概要

- (1) 出訴日 令和2年2月6日
- (2) 当事者 原告 個人
被告 港区
- (3) 請求の趣旨 損害賠償として2,910万8,537円及びこれに対する平成28年9月11日から年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

3 訴訟の経過

- ・ 訴状到着 令和2年2月12日
 - ・ 第1回同 年3月12日
 - ・ 第9回 令和3年8月6日
- 口頭弁論（訴状・答弁書陳述）
弁論準備手続（準備書面陳述等）
和解勧告、和解協議

4 訴訟上の争点

原告の主張	被告の主張
本件道路には、段差があったにもかかわらず、区は注意喚起の表示もしていなかった。これは、本件道路の設置及び管理の瑕疵に当たり、これにより生じた損害の賠償を求める。	本件道路の段差は、歩道上の車道寄りの部分とは反対側に設置されていたことから、道路交通法に従った通行（歩道の中央から車道寄りの部分を徐行して通行）をし、原告が通行に注意を払っていれば本件事故は生じなかったはずである。

5 和解内容

和解金額 500万円

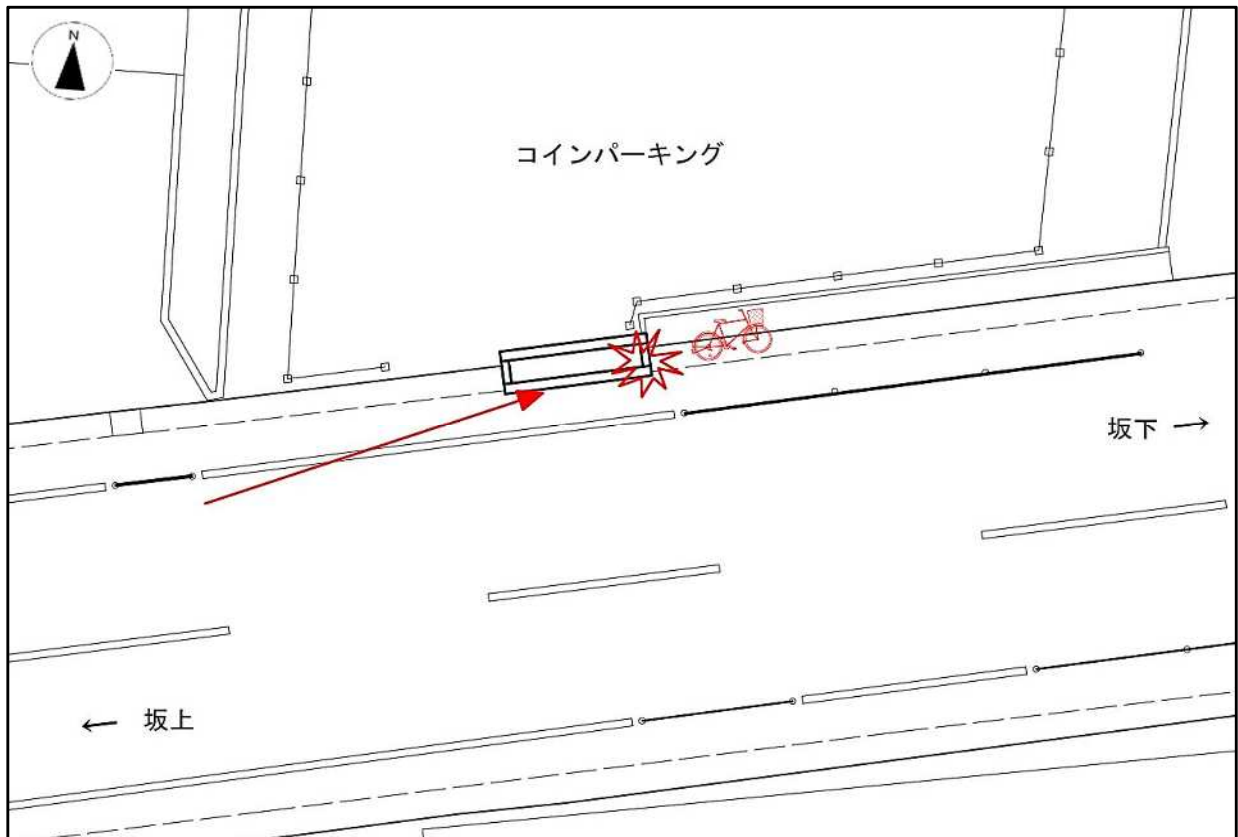
位置図

事故発生場所：港区元麻布一丁目5番先（特別区道第1，023号線）



国土地理院の電子地形図に事故発生場所等を追記して掲載

拡大図



事故発生場所の写真

○段差撤去前（事故発生当時）



○段差撤去後

